

京都市告示第100号

京都市水路等管理条例第2条第1号の規定に基づき、水路等を次のように指定します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

平成21年5月11日

京都市長 門川大作

整理 番号	名 称	起 終	点 点
1	大北山水0024号	北区大北山原谷乾町25番地の3地先 同町25番地の52地先	
2	岩倉水0343号	左京区岩倉花園町176番地地先 同町174番地地先	
3	岩倉水0344号	左京区岩倉花園町203番地の10地先 同町203番地の9地先	
4	小山水0094号	山科区小山镇守町57番地の1地先 同町57番地の2地先	

(建設局土木管理部道路明示課)